

トライアル雇用助成金

職業経験、技能、知識の不足等から安定的な就職が困難な求職者について、ハローワークまたは民間の職業紹介事業者等の紹介により、一定期間試行雇用した事業主に対して助成されるものです。

次の3つのコースに分けられます。

- (1)一般トライアルコース
- (2)障害者トライアルコース
- (3)障害者短時間トライアルコース

(1)一般トライアルコース

職業経験、技能、知識不足等から安定的な就職が困難な求職者について、ハローワークまたは民間の職業紹介事業者等の紹介により、一定期間試行雇用した場合に助成金が支給されます。

- ・1人当たり月額最大 40,000 円（最長 3 か月間）
- ・対象者が母子家庭の母等または父子家庭の父の場合 最大 50,000 円（最長 3 か月間）

(2)障害者トライアルコース

就職が困難な障害者を、ハローワークまたは民間の職業紹介事業者等の紹介により、一定期間試行雇用した場合に助成金が支給されます。

- ・1人当たり月額最大 40,000 円（最長 3 か月間）
- ・精神障害者を初めて雇用する場合 最大 80,000 円（最長 3 か月間）

(3)障害者短時間トライアルコース

直ちに週 20 時間以上勤務することが難しい精神障害者及び発達障害者の求職者について、3 か月から 12 か月の期間をかけながら 20 時間以上の就業を目指して試行雇用した場合に助成金が支給されます。

- ・1人当たり月間最大 20,000 円（最長 12 か月間）